

○犬山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の
指定等に関する要綱

平成29年4月1日要綱第25号

改正

平成30年1月12日要綱第4号

平成30年10月31日要綱第99号

令和3年4月9日要綱第101号

令和5年4月1日要綱第35号

令和6年4月1日要綱第58号

犬山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の
指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における指定事業者の指定等に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(指定の申請及び更新)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式に係る書類を添えて行うものとする。

2 前項の規定は、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新について準用する。

3 前項の指定の更新に係る申請は、当該指定の有効期間が満了する日の1月前までに行うものとする。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、法第115条の45の5第1項の規定による指定を行うときは犬山市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定通知書(様式第1。以下「指定通知書」という。)を、当該指定を行わないときは犬山市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定却下通知書(様式第2)を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前項の規定により、指定事業者の指定を受けた者は、指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定に係る有効期間)

第5条 施行規則第140条の63の7の規定により定める期間は、6年以内とし、その都度市長が定めるものとする。

(変更の届出等)

第6条 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による変更の届出は、当該変更の事由が生じた日から10日以内に、同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による廃止又は休止の届出は当該廃止又は休止の1月前までに、同項第5号の規定による事業の再開の届出は当該再開の日から10日以内に、同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

3 指定事業者は、前項の規定により事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該指定事業者が行うサービスを現に利用している者であって当該事業の廃止又は休止の日以降においても同様のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消したとき、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、犬山市指定事業者指定取消(停止)通知書(様式第3)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、前4条の規定により指定事業者の指定、指定の更新、指定の取消し若しくは指定の効力の停止又は指定事業者からの事業の廃止若しくは休止の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公示)

第9条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定をし、又は第6条第2項の規定による廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、当該指定又は届出に係る事業所の次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 第4条若しくは第7条の規定による通知を行った年月日又は第6条第2項の規定による届出を受理した年月日
- (4) 事業の種類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月12日要綱第4号）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日要綱第99号）

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年4月9日要綱第101号）

この要綱は、令和3年4月9日から施行し、改正後の犬山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の規定は、同月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日要綱第35号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和6年4月1日要綱第58号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

様

犬山市長

印

犬山市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定通知書

次のとおり第1号事業の指定事業所として指定しましたので通知します。

申請者	名称	
	代表者氏名	
事業所	名称	
	所在地	
介護保険事業所番号		
指定年月日		
指定の有効期間満了日		
事業の種類		
備考		

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定却下通知書

年 月 日付で申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定申請については、第1号事業の指定事業者として指定できませんので通知します。

申請者	名称	
	代表者の氏名	
事業所	名称	
	所在地	
事業の種類		
理由		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で犬山市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

様

犬山市長

印

犬山市指定事業者指定取消（停止）通知書

年 月 日付指定については、第1号事業の指定事業者としての指定を取り消し（停止し）ます。

事業所	名称	
	所在地	
事業の種類		
理由		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で犬山市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。